

落札者決定基準に関する質問への回答【第 2 回】

令和7年4月4日までに受け付けた質問に対して回答します。

N o .	ページ	章	番号	項（ ）	その他	質 問	回答
001	002	第 3	3			設計や工事等に関する提案の内容が、契約後の現地精査や詳細な地質調査・設計によって履行が困難になった場合、総合評価落札方式の場合のような契約金額の減額、工事成績評点の減点のといったペナルティはあるのでしょうか。	契約金額については、事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。 工事成績評定につきましては、その対象と るかどうかを今後検討するとともに、対象とする場合、質問の事案の際に減点するかどうか 検討します。